

日 薬 業 発 第 408 号  
令 和 2 年 1 月 28 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品等の薬価基準収載（令和2年厚生労働省告示第11号及び令和2年厚生労働省告示第12号）に関するものです。

今般、新たに収載されたドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠100mgについては、新医薬品に係る投与期間制限（1回14日分を限度）の例外とされたほか、使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいての留意事項が示され、令和2年1月22日より適用となります。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 21 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発 0121 第 1 号  
令和 2 年 1 月 21 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和 2 年厚生労働省告示第 11 号及び令和 2 年厚生労働省告示第 12 号をもって改正され、令和 2 年 1 月 22 日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬 2 品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,316	3,959	2,504	28	16,807

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにドウベイト配合錠及びピフェルトロ錠100mgが当該制限の例外とされた。

## 3 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第170号）の一部改正について

一部改正告示第2条による改正は、一部改正告示第1条による薬価基準別表の改正に伴う、法令技術的な規定の整備を行うものであり、薬価、適用期日等を改正するものではないこと。

変更後の薬価は従前告示されたとおり、令和2年2月1日から適用されるものであること。（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年11月18日付け保医発1118第1号）の記の1の(4)を参照。）

## 4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

### (1) ドウベイト配合錠

本薬剤の特殊性に鑑み、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

### (2) ピフェルトロ錠100mg

本薬剤の特殊性に鑑み、本薬剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1	内用薬 ドウベイト配合錠	ドルテグラビルナトリウム/ラミブジン	1錠	4,814.70
2	内用薬 ピフエルトロ錠100mg	ドラビリン	100mg1錠	2,147.80